

# CONTENTS

## 開示項目等

銀行法施行規則等による開示項目……………	179
2014年金融庁告示第7号に基づく開示項目(バーゼル3)…	184
りそなグループの情報開示及び財務報告に関する基本方針…	197

## 銀行法施行規則等による開示項目

### 銀行法施行規則第34条の26

りそな  
ホールディングス

#### 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 資本金及び発行済株式の総数.....	10,24
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称).....	24
(2) 各株主の持株数.....	24
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合.....	24

#### 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

3. 直近の中間事業年度における事業の概況.....	9
4. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益.....	9
(2) 経常利益又は経常損失.....	9
(3) 親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失.....	9
(4) 包括利益.....	9
(5) 純資産額.....	9
(6) 総資産額.....	9
(7) 連結自己資本比率.....	9

#### 銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

5. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書.....	10~22
6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金.....	24
(2) 延滞債権に該当する貸出金.....	24
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金.....	24
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金.....	24
7. 自己資本の充実について金融庁長官が別に定める事項.....	27~51
8. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報.....	23
9. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨.....	10
10. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨.....	29

中間事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容.....

—

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース）

銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項

- (1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）.....
- (2) 各株主の持株数.....
- (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合.....

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

2. 直近の中間事業年度における事業の概況.....

3. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

- (1) 経常収益.....
- (2) 経常利益又は経常損失.....
- (3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失.....
- (4) 資本金及び発行済株式の総数.....
- (5) 純資産額.....
- (6) 総資産額.....
- (7) 預金残高.....
- (8) 貸出金残高.....
- (9) 有価証券残高.....
- (10) 単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率）.....
- (11) 従業員数.....
- (12) 信託報酬.....
- (13) 信託勘定貸出金残高.....
- (14) 信託勘定有価証券残高.....
- (15) 信託財産額.....

4. 直近の2中間事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率.....

5. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの次に掲げる事項

- (1) 資金運用収支.....
- (2) 役員取引等収支.....
- (3) 特定取引収支.....
- (4) その他業務収支.....

6. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の次に掲げる事項

- (1) 平均残高.....
- (2) 利息.....
- (3) 利回り.....
- (4) 資金利ざや.....

7. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減.....

8. 直近の2中間事業年度における次に掲げる事項

- (1) 総資産経常利益率及び資本経常利益率.....
- (2) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率.....

9. 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高.....

10. 直近の2中間事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高.....

11. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高.....

12. 直近の2中間事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高.....

	りそな銀行	埼玉りそな銀行
1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項		
(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）.....	87	149
(2) 各株主の持株数.....	87	149
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合.....	87	149
2. 直近の中間事業年度における事業の概況.....	67	130
3. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
(1) 経常収益.....	67	129
(2) 経常利益又は経常損失.....	67	129
(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失.....	67	129
(4) 資本金及び発行済株式の総数.....	67	129
(5) 純資産額.....	67	129
(6) 総資産額.....	67	129
(7) 預金残高.....	67	129
(8) 貸出金残高.....	67	129
(9) 有価証券残高.....	67	129
(10) 単体自己資本比率（法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率）.....	67	129
(11) 従業員数.....	67	129
(12) 信託報酬.....	67	—
(13) 信託勘定貸出金残高.....	67	—
(14) 信託勘定有価証券残高.....	67	—
(15) 信託財産額.....	67	—
4. 直近の2中間事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率.....	76	141
5. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの次に掲げる事項		
(1) 資金運用収支.....	77	141
(2) 役員取引等収支.....	79	144
(3) 特定取引収支.....	79	—
(4) その他業務収支.....	79	144
6. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の次に掲げる事項		
(1) 平均残高.....	77	142
(2) 利息.....	77	142
(3) 利回り.....	77	142
(4) 資金利ざや.....	79	144
7. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減.....	78	143
8. 直近の2中間事業年度における次に掲げる事項		
(1) 総資産経常利益率及び資本経常利益率.....	67	129
(2) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率.....	67	129
9. 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高.....	80	145
10. 直近の2中間事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高.....	80	145
11. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高.....	81	146
12. 直近の2中間事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高.....	81	146

	りそな銀行	埼玉りそな銀行
13.直近の2中間事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額.....	82	147
14.直近の2中間事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高.....	82	147
15.直近の2中間事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合.....	81	146
16.直近の2中間事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合.....	82	147
17.直近の2中間事業年度における特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の5%以上を占める国別の残高.....	82	147
18.直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値.....	80	145
19.直近の2中間事業年度における商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）.....	—	148
20.直近の2中間事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高.....	84	148
21.直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高.....	84	148
22.直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値.....	80	145
23.直近の2中間事業年度における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第8号の7の信託財産残高表（注記事項を含む。）.....	85	—
24.直近の2中間事業年度における金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高.....	86	—
25.直近の2中間事業年度における元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高.....	85	—
26.直近の2中間事業年度における信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高.....	86	—
27.直近の2中間事業年度における金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高.....	86	—
28.直近の2中間事業年度における金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高.....	86	—
29.直近の2中間事業年度における金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高.....	86	—
30.直近の2中間事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高.....	87	—
31.直近の2中間事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高.....	87	—
32.直近の2中間事業年度における業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合.....	86	—
33.直近の2中間事業年度における中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合.....	87	—
34.直近の2中間事業年度における金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高.....	87	—
<b>銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項</b>		
35.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況.....	7	7
<b>銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</b>		
36.中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書.....	69~72	131~136

	りそな銀行	埼玉りそな銀行
37.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
（１）破綻先債権に該当する貸出金.....	83	147
（２）延滞債権に該当する貸出金.....	83	147
（３）３ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金.....	83	147
（４）貸出条件緩和債権に該当する貸出金.....	83	147
38.元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額.....	85	—
39.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項.....	109~126	151~166
40.有価証券に関する次に掲げる事項		
（１）取得価額又は契約価額.....	73	137
（２）時価.....	73	137
（３）評価損益.....	73	137
41.金銭の信託に関する次に掲げる事項		
（１）取得価額又は契約価額.....	73	137
（２）時価.....	73	137
（３）評価損益.....	73	137
42.第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する次に掲げる事項		
（１）取得価額又は契約価額.....	74,75	138,139
（２）時価.....	74,75	138,139
（３）評価損益.....	74,75	138,139
43.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額.....	83	147
44.貸出金償却の額.....	68	130
45.中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨.....	69	—
46.単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨.....		—
<b>中間事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容.....</b>	—	—

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）

りそな銀行

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

1.直近の中間事業年度における事業の概況 .....	55
2.直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益 .....	55
（2）経常利益又は経常損失 .....	55
（3）親会社株主に帰属する中間純利益若しくは親会社株主に帰属する中間純損失又は親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失 .....	55
（4）包括利益 .....	55
（5）純資産額 .....	55
（6）総資産額 .....	55
（7）連結自己資本比率 .....	55
<b>銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</b>	
3.中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書 .....	56～64
4.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金 .....	66
（2）延滞債権に該当する貸出金 .....	66
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 .....	66
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金 .....	66
5.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 .....	89～108
6.連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報 .....	65
7.銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 .....	56
8.連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 .....	91
中間事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 .....	—

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条

りそな銀行

埼玉りそな銀行

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権 .....	83	147
2.危険債権 .....	83	147
3.要管理債権 .....	83	147
4.正常債権 .....	83	147

# 2014年金融庁告示第7号に基づく開示事項（バーゼル3）

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2014年金融庁告示第7号）】

銀行法施行規則第34条の26		りそな ホールディングス
<b>自己資本の構成に関する開示事項</b>		
自己資本の構成に関する開示事項.....		28,29
<b>定量的な開示事項</b>		
1.その他金融機関等であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額.....		27
2.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額....		30
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳.....		30
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）.....		30
（i）事業法人向けエクスポージャー.....		30
（ii）ソブリン向けエクスポージャー.....		30
（iii）金融機関等向けエクスポージャー.....		30
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー.....		30
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....		30
（vi）その他リテール向けエクスポージャー.....		30
③証券化エクスポージャー.....		30
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額.....		30
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳.....		30
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー.....		30
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー.....		30
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー.....		30
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額.....		30
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額.....		30
①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引の категорияごとの開示することを要する。）.....		30
②内部モデル方式.....		—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額...		30
①基礎的手法.....		—
②粗利益配分手法.....		30
③先進的計測手法.....		—
（6）連結総所要自己資本額.....		30
3.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....		31,32
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳		
①地域別.....		31,32
②業種別又は取引相手の別.....		31,32
③残存期間別.....		31,32
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳		
①地域別.....		31,32
②業種別又は取引相手の別.....		31,32

(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）.....	33
①地域別.....	33
②業種別又は取引相手の別.....	33
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	33
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項（持株自己資本比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額.....	34
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....	34
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）.....	35,36
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....	36
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値.....	37
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析.....	—
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析.....	38
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比.....	39~43
4.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	
①適格金融資産担保.....	44
②適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）.....	44
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	44



	リソナ ホールディングス
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
（1）与信相当額の算出に用いる方式.....	45
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額.....	45
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）.....	45
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）.....	45
（5）担保の種類別の額.....	45
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額.....	45
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額.....	45
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額.....	45
6. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	47,49
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	47,49
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳.....	47,49
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）.....	47,49
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳.....	47,49
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	46,48
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	46,48
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳.....	46,48
⑨持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	46,48
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
（i）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....	47,49
（ii）持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	47,49
（iii）持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	47,49
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳.....	46,48

	りそな ホールディングス
(2) 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	50
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	50
③持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	50
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳.....	50
(3) 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項.....	47,49
(4) 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項.....	50
7.マーケット・リスクに関する事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）.....	—
8.出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 中間連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額.....	51
①上場株式等エクスポージャー.....	51
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー.....	51
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額.....	51
(3) 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	51
(4) 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	51
(5) 株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額.....	51
9.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額.....	51
10.金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額.....	51

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2014年金融庁告示第7号）】

銀行法施行規則第19条の2（単体ベース）	りそな銀行	埼玉りそな銀行
<b>自己資本の構成に関する開示事項</b>		
自己資本の構成に関する開示事項.....	109,110	151,152
<b>定量的な開示事項</b>		
1.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額.....	111	153
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳.....	111	153
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）.....	111	153
（i）事業法人向けエクスポージャー.....	111	153
（ii）ソブリン向けエクスポージャー.....	111	153
（iii）金融機関等向けエクスポージャー.....	111	153
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー.....	111	153
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	111	153
（vi）その他リテール向けエクスポージャー.....	111	153
③証券化エクスポージャー.....	111	153
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額.....	111	153
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳.....	111	153
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー.....	111	153
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー.....	111	153
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー.....	111	153
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額.....	111	153
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額.....	111	153
①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引の 카테고리ごとに開示することを要する。）.....	111	153
②内部モデル方式.....	—	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額.....	111	153
①基礎的手法.....	—	—
②粗利益配分手法.....	111	153
③先進的計測手法.....	—	—
（6）単体総所要自己資本額.....	111	153

2.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

- (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....
- (2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
  - ①地域別.....
  - ②業種別又は取引相手の別.....
  - ③残存期間別.....
- (3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
  - ①地域別.....
  - ②業種別又は取引相手の別.....
- (4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）.....
  - ①地域別.....
  - ②業種別又は取引相手の別.....
- (5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....
- (6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額.....
- (7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....
- (8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）
  - ①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）.....
  - ②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....
  - ③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
    - (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値.....
    - (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析..

	りそな銀行	埼玉りそな銀行
	112,113	154,155
	112,113	154,155
	112,113	154,155
	112,113	154,155
	112,113	154,155
	112,113	154,155
	114	156
	114	156
	114	156
	114	156
	115	157
	115	157
	116,117	158,159
	117	159
	118	160
	—	—

	りそな銀行	埼玉りそな銀行
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析 .....	119	161
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比 .....	119	161
3.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項		
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）		
①適格金融資産担保 .....	120	162
②適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。） .....	120	162
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。） .....	120	162
4.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項		
(1) 与信相当額の算出に用いる方式 .....	120	162
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額 .....	120	162
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。） .....	120	162
(4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から(3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。） .....	120	162
(5) 担保の種類別の額 .....	120	162
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 .....	120	162
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額 .....	—	—
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 .....	—	—
5.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。） .....	122,124	164,165
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。） .....	122,124	164,165

	りそな銀行	埼玉りそな銀行
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 .....	122,124	164,165
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）.....	122,124	164,165
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳...	122,124	164,165
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	121,123	163,165
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	121,123	163,165
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳...	121,123	163,165
⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 .....	121,123	163,165
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）		
（i）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....	122,124	164,165
（ii）銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 .....	122,124	164,165
（iii）銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 .....	122,124	164,165
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳....	121,123	163,165
（2）銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	125	165
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....	125	165
③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 .....	125	165
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳....	125	165
（3）銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 .....	122,124	164,165
（4）銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項.....	125	165
6.マーケット・リスクに関する事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）.....	—	—
7.出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）中間貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額...	125	166
①上場株式等エクスポージャー .....	125	166
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー....	125	166
（2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 .....	125	166
（3）中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額....	125	166
（4）中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額 .....	125	166
（5）株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 .....	125	166

	りそな銀行	埼玉りそな銀行
8.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 .....	126	166
9.金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 .....	126	166

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2014年金融庁告示第7号）】

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）	りそな銀行
<b>自己資本の構成に関する開示事項</b>	
自己資本の構成に関する開示事項.....	90,91
<b>定量的な開示事項</b>	
1.その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額.....	89
2.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額.....	92
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳.....	92
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）.....	92
（i）事業法人向けエクスポージャー.....	92
（ii）ソブリン向けエクスポージャー.....	92
（iii）金融機関等向けエクスポージャー.....	92
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー.....	92
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	92
（vi）その他リテール向けエクスポージャー.....	92
③証券化エクスポージャー.....	92
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額.....	92
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳...	92
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー.....	92
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー.....	92
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー.....	92
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額.....	92
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額.....	92
①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）.....	92
②内部モデル方式.....	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額.....	92
①基礎的手法.....	—
②粗利益配分手法.....	92
③先進的計測手法.....	—
（6）連結総所要自己資本額.....	92



3.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....	93,94
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
①地域別.....	93,94
②業種別又は取引相手の別.....	93,94
③残存期間別.....	93,94
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
①地域別.....	93,94
②業種別又は取引相手の別.....	93,94
（4）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）.....	95
①地域別.....	95
②業種別又は取引相手の別.....	95
（5）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	95
（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額.....	96
（7）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....	96
（8）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）.....	97,98
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....	98
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値.....	99
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析.....	—
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析.....	100
（10）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比.....	100

4.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

- (1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

①適格金融資産担保 .....	101
②適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。） .....	101

- (2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。） .....

101

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

- (1) 与信相当額の算出に用いる方式 .....
- (2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額 .....
- (3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。） .....
- (4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。） .....
- (5) 担保の種類別の額 .....
- (6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 .....
- (7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額 .....
- (8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 .....

102  
102  
102  
102  
102  
102  
—  
—

6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
- ①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。） .....
- ②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。） .....
- ③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 .....
- ④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。） .....
- ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 .....
- ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） .....
- ⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） .....
- ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 .....
- ⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 .....

104,106  
104,106  
104,106  
104,106  
104,106  
103,105  
103,105  
103,105  
103,105

	りそな銀行
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
（i）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 .....	104,106
（ii）連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 .....	104,106
（iii）連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 .....	104,106
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 .....	103,105
（2）連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） .....	107
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） .....	107
③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 .....	107
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 .....	107
（3）連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 .....	104,106
（4）連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 .....	107
7.マーケット・リスクに関する事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。） .....	—
8.出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）中間連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額 .....	107
①上場株式等エクスポージャー .....	107
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー .....	107
（2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 .....	107
（3）中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 .....	107
（4）中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額 .....	107
（5）株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 .....	107
9.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 .....	108
10.金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 ..	108

## ■ 情報開示及び財務報告に関する基本方針 ■

りそなグループは、公平かつ適時・適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに情報開示統制の有効性確保を目的として、情報開示及び財務報告に関する基本方針を定めています。同方針の主な内容は以下の通りです。

### 基本姿勢

1. 国内外のお客さま・株主・投資家等が当グループの状況を正確に認識し判断できるよう、より広く、継続して、分かり易い情報開示及び財務報告に努める。
2. 金融商品取引法及び当社の有価証券を上場している金融商品取引所の規則、並びに会社法及び銀行法その他の関係諸法令・規則等を遵守する。
3. 内容、時間、手法等の適時・適切性を確保すべく、金融商品取引所の情報システム、当グループのウェブサイト、各種印刷物など様々なツールを積極的に活用する。
4. 情報開示統制の整備・運用に努め、不断の改善を実施する。

### 情報開示及び財務報告のための体制と役割

取締役会は、本基本方針の制定、見直しを行うとともに、代表執行役及び執行役等が行う情報開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を適切に監督する。

監査委員会は、執行役の職務の執行に対する監査の一貫として、独立した立場から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視する。

代表執行役は、情報開示の適切性及び財務報告の信頼性に関する最終責任を有し、内部統制の有効性を確保すべく最適な整備・運用を行う。

以上

上記「情報開示及び財務報告に関する基本方針」は、りそなグループにおける情報開示及び財務報告に関する基本方針を対外的に表明するものであり、プライバシーを侵害する情報等、開示が不適切と判断された情報の取り扱いについてはこの指針の対象ではありません。

また、りそなグループが開示する情報の中には、将来に関する記述(将来情報)が含まれることがありますが、こうした将来情報は、次のような要因により重要な変動を受ける可能性があります。

すなわち、本邦における株価水準の変動、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈に係る展開及び変更、新たな企業倒産の発生、日本及び海外の経済環境の変動、並びにりそなグループのコントロールの及ばない要因等が考えられます。こうした将来情報は、将来の業績その他の動向について保証するものではなく、また実際の結果に比べて違いが生じる可能性があることにご留意ください。





